

3 文官恩給と軍人恩給

近頃、軍人恩給の増額問題がやかましく論じられている。そしてその多くは、その増額に批判的であるようだ。しかし遺族会や傷病軍人会の人たちは「現在私たちの扶助料や恩給にくらべて文官のそれはあまりに有利になっているからその不均衡を是正してほしい」といつているのである。無闇にその増額を主張しているのではない。すなわち増額ということよりも、まず文官恩給との不均衡を直してくれというわけだ。これは法の前に平等な市民としては、いちおうもつともな主張といえよう。

ところがこの不均衡を是正するために文官恩給を削ることも一つの方法であるが、憲法は国民の財産権を尊重しておるので、これを減額することはできない。結局のところ、不均衡を正すためには軍人恩給の増額ということにならざるを得ない。そこで私どもは目下、一案を策案して党内の討議にかけているのだ。

もとより恩給費が膨脹すれば、それだけ今後予算が膨脹することになることは必至で、どの程度に恩給費を抑え、しかもこの不均衡是正の要望に応えるかが、私どもの苦心するところである。われわれとしては、そのために恩給号俸のベースアップ、公務扶助料の倍率引上げを中心に検討している。また軍人恩給の増額を遺家族にコピを売っての選挙運動だ、党勢拡張だとかいわれるむきもあるが、私どもはそんな党利党略から考えているのではない。

また、恩給費が千億円以上になるからいかんという批判もある。さらには軍人恩給をやめて、社会保障で補えばよいという考えもあるようだ。しかし、そういう考え方は俗耳に入り易い議論であるかも知れないが、一つの観念論で文武の間は平等でなくてよいという偏見を是認しない限り受け容れられない議論である。